

教 財 第 9 0 3 号

平成19年2月23日

各 県 立 学 校 長 様

教育局教育総務部長

監査の結果について（通知）

平成18年7月から平成19年2月までに実施された「県立学校の夏季休業期間における承認研修について」の監査に係る結果について、別添「監査の結果」のとおり意見を付されました。

各県立学校においては、今回の結果を受けて、今後とも適正な事務執行に努めてください。

担当：教育総務部財務課

議会総括担当 岡野

学校予算経理担当 植村

電話：048-830-6635

監 査 第 1 0 6 1 号
平成19年2月19日

教育局教育総務部長 様

監査事務局長

監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第2項に基づいて実施した監査の結果は、別添のとおりです。

ついては、貴部の監査対象機関に周知していただくとともに、監査の結果に基づき措置を講じた場合、速やかに監査委員あてに教育委員会名で報告願います。

監 査 の 結 果

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県立学校の夏季休業期間中における承認研修について

2 監査の趣旨

県立学校の教員は、教育公務員特例法第22条第2項により、校長の承認を受けて勤務校以外の場所で研修（以下「承認研修」という。）を行うことができることとされている。承認研修は、勤務時間中に職務専念義務が免除され、給与上も有給扱いとなっていることから、県民の誤解を招くものであってはならず、また服務監督の点からも適切な対応が求められている。

こうしたことを踏まえ、特に平成18年夏季休業期間中の承認研修が適切に運用されていたかどうかについて、監査調書の提出を求め監査を実施した。

3 監査の対象

県立学校181校

4 監査実施期間

平成18年7月から平成19年2月までの間に実施した。

第2 監査の結果

平成18年度の承認延べ日数は9,351日であり、平成17年度の26,305日と比較して大幅に減少（約65%減少）しており、46校（対象の約25%）においては指摘すべき事例は見られなかった。しかしながら、他の県立学校においては、以下に掲げる事例があった。

- （1）勤務場所を離れて研修を行う必要性が明らかでないまま、自宅や図書館等を研修場所として長期に研修を承認している学校があった。

越ヶ谷高校、八潮高校、蓮田高校、三郷高校、鷺宮高校、久喜北陽高校、幸手商業高校、羽生高校、朝霞高校、狭山高校、朝霞西高校、川越西高校、坂戸西高校、和光国際高校、川越総合高校、川越工業高校、和光養護学校、和光南養護学校、川口高校、岩槻高校、与野高校、上尾高校、北本高校、浦和北高校、南稜高校、川口青陵高校、川口工業高校、浦和工業高校、大宮工業高校、大宮中央高校、鴻巣女子高校、本庄高校、児玉高校、鴻巣高校、寄居高校、妻沼高校、熊谷農業高校、秩父農工科学高校

(勤務場所を離れて研修を行う必要性が明らかでない事例)

- ・ 自宅に所有する図書、資料等を利用することを理由とする自宅における教材研究等
- ・ 語学研修時に撮影したDVDの編集
- ・ 進路指導方法の研究
- ・ 図書館等における修学旅行の事前研修
- ・ 定通教育をよくする会の報告書原案作成
- ・ 教育公務員弘済会教育実践論文の執筆
- ・ 調理実習に向けてクッキー・パンケーキづくり
- ・ 授業・学校行事で使用するBGM作成ソフトの基本操作習得
- ・ 初代校長の研究・調査・執筆
- ・ 刑事訴訟の歴史、捜査、逮捕、裁判、訴訟条件等日本の刑事手続きについて考究
- ・ 自宅DVDレコーダで録画した「中国語講座」を利用した語学研修
- ・ 生徒指導・学級運営の研究
- ・ インドネシアにおけるオートバイ乗車状況のレポート作成
- ・ 分掌業務に利用するパソコンソフトのスキルアップ
- ・ 太平洋戦争時の731部隊の中国における残虐行為を知り日中関係を考察他
- ・ 家庭総合・フードデザイン（朝食メニュー、昼食メニュー等）の研究
- ・ 「国史談話会雑誌」（東北大学文学部日本史研究室）への投稿のための研究と 執筆
- ・ 体力づくり、ゴルフ技術習得のための練習
- ・ パソコンの製作、ソフトのインストール
- ・ 定通教育研究協議会の研究発表に向けた研修
- ・ 「田中正造の行動と思想を考える」
- ・ 広告の見方、アメリカ史における黒人などの研究
- ・ 校務運営のためのスキルアップ
- ・ 「いなり寿司と酢の物」と「チーズケーキとババロア」の授業資料作成

(2) 研修ではなく校務と推定され、勤務校で行うか、出張として行うべき事例があった。

(校務と推定される事例)

- ・ 学年英語教員用の録音メディア作成
- ・ 文化祭発表用スライドの作成
- ・ 学校新聞をデジタル化
- ・ Linuxサーバーの構築とその操作についての研修
- ・ ホームページの作成
- ・ 式典用校歌CD作成
- ・ 文化祭での食品取扱い団体に配布する資料を作成
- ・ 指定校ガイダンス用資料づくり
- ・ 校内LANでの成績処理方法の改善
- ・ 学校紹介用DVDの作成
- ・ 文化祭劇音楽の制作・CD作成

- ・コンピュータを用いて卒業アルバムの自力作成を目指し、デジタルカメラに慣れるとともに、作成したDVDの確認・編集
- ・体育授業の伴奏曲作成
- ・図書交流会事務引継のためのCD作成

(3) 自己の用務との峻別が困難で、職務との関連性や教育活動における成果が明らかでない事例があった。

(自己の用務との峻別が困難な事例)

- ・日向の史跡訪問、神話の歴史的意義についての研修〔大分県、鹿児島県4日間〕(越谷北高校)
- ・北朝鮮の経済・歴史の現状を視察〔北朝鮮4日間〕(越谷北高校)
- ・ハワイの自然を巡検し教材開発の充実〔ハワイ島6日間〕(越谷北高校)
- ・寄席の鑑賞〔浅草演芸ホール1日〕(鷺宮高校)
- ・イギリスの文化・歴史の理解を深める〔英国5日間〕(入間向陽高校)
- ・体力を維持・増進するためのトレーニング〔長野県北アルプス5日間〕(芸術総合高校)
- ・自宅パソコンの接続、環境設定等〔自宅4日間〕(川越工業高校)
- ・平和資料館運営委員会の準備〔自宅1日〕(川越工業高校)
- ・ベルギーの現地研究〔4日間〕(南稜高校)
- ・台北市(故宮博物館等)、カンボジア(アンコールワット等)の見学〔3日間〕(川本高校)
- ・埼玉県アマチュアゴルフ選手権に出場〔4日間〕(本庄北高校)
- ・パソコンの設定変更等〔自宅8日間〕(妻沼高校)
- ・ハンガリー史の研究、英語学習他及びハンガリー国内の博物館や美術館その他の見学〔自宅14日間、ハンガリー4日間〕(妻沼高校)

(4) 研修の内容が承認した時間に相当するか不明であり、今後、承認研修における勤務時間管理を一層適正に行う必要があると思われる事例が少なからずあった。

(研修の内容が承認した時間に相当するか不明である事例)

- ・体育教師として必要な体力維持、専門種目の技術向上〔中学校剣道場、スイミングクラブ19日間〕(朝霞高校)
- ・新聞の切り抜き、現代社会教材研究〔自宅22日間〕(朝霞西高校)
- ・長距離バイクトレーニングによる体力・気力の向上〔郊外での長距離走行6日間〕(狭山工業高校)
- ・日本史の教材研究のため1日1館ずつ博物館を見学〔東武博物館、船の科学館、日本郵船歴史博物館、消防博物館、平和祈念展示資料館 合計5日間(内4日間連続)〕(鳩ヶ谷高校)
- ・自宅(実家である新潟県長岡市)の庭で野菜を栽培し、その成長や昆虫を観察〔14日間〕(熊谷農業高校)

【意見】

承認研修は、勤務時間中に職務専念義務が免除され、給与上も有給扱いとなっていることを踏まえ、更に適切な運用を図る必要がある。

また、教育委員会は、各県立学校における研修の実態把握に努めるとともに、仮に承認研修を名目とした事実上の休暇であることが判明した場合には、厳正かつ適切な措置を講じる必要がある。なお、自宅研修の承認に当たり、教員の健康状態又は家庭の事情を斟酌した例もあったが、研修の趣旨に照らして慎重な対応が望まれる。